

指定管理者の指定について

下記の施設について指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月8日提出
霧島市長 中 重 真 一

記

- 1 対象施設名 有下公園
- 2 指定管理者 霧島市国分中央三丁目8番1号
一般財団法人 霧島市施設管理公社
理事長 内 達朗
- 3 指定の期間 令和2年7月10日から令和7年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものである。

【指定議案説明資料】

1 有下公園の概要

- ① 施設名 有下公園
- ② 位置 霧島市国分福島三丁目1180番地2
- ③ 建設年度 令和2年度
- ④ 面積 1,367㎡
- ⑤ 設置目的 市民の憩いの場として、市民生活の心身の育成と健康増進を図り、また、レクリエーション活動等の拠点として市街地近隣の重要な役割を果たすことを目的とする。

2 指定管理者の概要

- ① 団体の名称、代表者及び所在
 - 名称 一般財団法人 霧島市施設管理公社
 - 代表者 理事長 内 達朗
 - 所在地 霧島市国分中央三丁目8番1号
- ② 組織
 - 設立年月日 平成25年4月1日
 - 設立目的 公共施設を適正に管理するため、霧島市と連携し、生涯スポーツや環境美化活動等の振興を図るとともに市民福祉の向上に寄与することを目的とする。
 - 職員数 30人
- ③ 令和元年度事業実績
 - 受託施設数 国分海浜公園外24施設

3 指定管理の方法等

- ① 指定管理の方法 直接指定
- ② 直接指定をする理由

国分地区都市公園（国分運動公園及び城山公園を除く。）については、同一の指定管理者による管理運営を行っており、これと同一の指定管理者に、同地区における都市公園である有下公園を含めた形で一体的に管理運営させることにより、効果的・効率的な管理運営に資することができるものである。

このため有下公園については、同地区都市公園の指定管理期間である令和6年度まで、同地区都市公園の指定管理者を直接指定するものである。